

令和4年10月11日
内閣官房内閣人事局

【概要書】

行政組織の新設改廃状況（第210回国会）

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

《報告書の概要》

- ・別添参照

連絡先は省略。

行政組織の新設改廃状況に関する国会報告について（第 210 回国会）

令和 4 年 10 月
内閣官房
内閣人事局

1 趣旨

- 原則として国会召集の都度、前回国会召集日から当該国会召集日前日までの間の一定の行政組織（局・部等）の新設改廃状況について国会報告するもの。

（内閣府設置法、デジタル庁設置法、復興庁設置法及び国家行政組織法の規定に基づくものであり、内閣府・デジタル庁・復興庁のうち報告事項のある府省庁と共同で報告）

2 第 210 回国会への主な報告事項

- 令和 3 年 12 月 6 日から令和 4 年 10 月 2 日までの間における組織の新設改廃状況について報告。

主な報告事項は、以下のとおり。

内閣府本府

- ・ 政策統括官 1 人の設置

※ その他、内閣府本府、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省において、所掌事務変更等あり。